

令和8年度第25回山形県障がい者スポーツ大会資料

1	第25回山形県障がい者スポーツ大会実施要綱	P. 1
2	第25回山形県障がい者スポーツ大会開催期日・会場、申込期限等一覧	P. 4
3	陸上競技実施要領	P. 5
4	水泳競技実施要領	P. 12
5	アーチェリー競技実施要領	P. 16
6	卓球競技実施要領	P. 19
7	フライングディスク競技実施要領	P. 22
8	ボッチャ競技実施要領	P. 25
9	障がい区分・年齢の区分	P. 30
10	障がい区分の解説	P. 31
11	競技種目別の区分（障がい区分、年齢区分、男女別）	P. 33
12	連絡員による安全確認について	P. 37
13	参加申込み時の注意事項（各競技共通）	P. 38
14	第25回全国障害者スポーツ大会山形県選手団選手・役員選考方針	P. 39

<別冊> 第25回山形県障がい者スポーツ大会 個人競技出場申込書類

○陸上競技	様式1-1
○水泳	様式1-2
○アーチェリー	様式1-3
○卓球	様式1-4
○フライングディスク	様式1-5
○ボッチャ	様式1-6
○出場者一覧	様式2
○安全確認名簿	様式3

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って

第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会

第25回山形県障がい者スポーツ大会実施要綱

1 目的

この大会は、障がい者がスポーツを通じて、自らの体力の維持増進及び社会への参加と相互の交流を促進させるとともに、県民の障がい者に対する理解の増進を図り、障がい者スポーツの一層の普及と競技力の向上、障がい者の自立の促進に寄与することを目的とする。

また、競技大会については、全国障害者スポーツ大会の出場選手選考に向けた記録会を兼ねる。

2 主催

山形県、山形県障がい者スポーツ協会、社会福祉法人 山形県身体障害者福祉協会
一般社団法人 山形県手をつなぐ育成会、山形県精神障がい者スポーツ推進協議会

3 主管(運営協力)

山形県パラスポーツ指導者協議会、一般財団法人山形陸上競技協会、天童東村山地区陸上競技協会、山形市水泳連盟、山形市アーチェリー協会、山形県身体障害者アーチェリー協会、山形県卓球協会、山形県身体障害者卓球協会、山形県障がい者フライングディスク協会、山形県レクリエーション協会、一般社団法人山形県バレーボール協会、山形県知的障害者福祉協会、山形県障がい者スポーツボランティア

4 競技種目等

競技名	競技種目・部門等						
陸上競技	競走競技	50m	100m	400m	800m	1,500m	スラローム
	跳躍競技	立幅跳	走幅跳	走高跳			
	投てき競技Ⅰ	ソフトボール投	ジャベリックスロー				
	投てき競技Ⅱ	ビーンバッグ投	砲丸投				
水泳	25m自由形	25m平泳ぎ	25m背泳ぎ	25mバタフライ			
	50m自由形	50m平泳ぎ	50m背泳ぎ	50mバタフライ			
アーチェリー	50・30mラウンド	30mダブルラウンド					
	リカーブ部門	コンパウンド部門					
卓球	一般卓球						
	サウンドテーブルテニス(STT)						
フライング ディスク	アキュラシー	ディスリート・ファイブ	ディスリート・セブン				
	ディスタンス	座位男子	座位女子	立位男子	立位女子		
ボッチャ	個人戦	立位	座位				

5 期日・会場等

別紙一覧表のとおり。

6 競技方法

各競技実施要領による。

7 競技規則

「全国障害者スポーツ大会競技規則集」(令和8年度(公財)日本パラスポーツ協会編)で定める競技規則を適用する。

8 参加資格

参加選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 令和8年4月1日現在、13歳以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者
(平成25年4月1日以前に生まれた者)。

- ① 身体障がい者は、身体障害者手帳の交付を受けた者。
- ② 知的障がい者は、療育手帳の交付を受けた者またはその交付対象者に準ずる障がいのある者。(次のaからcのいずれかの書類のある者。)
 - a 児童相談所・知的障害者更生相談所長の判定書の写し
 - b 医師の診断書
 - c 在籍(在学、入所、通所)または卒業・退所時の所属長による証明書
- ③ 精神障がい者は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者またはその交付対象者に準ずる障がいのある者。(次の書類を用意できるもの。)
 - a 自立支援医療(精神通院)受給者証の写し。

- (2) 申し込み時に本県に現住所(住民票のある地)を有する者。ただし、県内の学校に通学している者及び県内の施設に入所・通所している者も参加できるものとする。

9 出場制限

- (1) 競技別大会については、次のとおりとする。

- ① 同日に複数の競技大会が開催される場合、いずれか1つの競技大会のみに参加できるものとする。
- ② 出場可能種目数等は、競技ごとに別途定める。

- (2) レクリエーション大会等については、次のとおりとする。

- ① 出場可能種目数等は、大会ごとに別途定める。
- ② 地区単位で実施する「レクリエーションの集い」は、原則として当該地区内在住または所在する施設や学校等に所属する者を参加対象とする。

10 参加料

原則として徴収しない。ただし、各大会実施要領等で別に定める場合は、その定めによる。

11 健康・安全管理

- (1) 選手の健康・安全管理には、各人及び関係者が十分留意すること。
- (2) 主催者は、応急の処置を除き一切責任を負わない。ただし、「身体障がい者レクリエーション大会」及び「地区レクリエーションの集い」への出場選手に対しては、主催者が加入する傷害保険の範囲内で保障する。
- (3) 競技別大会への出場選手及び引率者等は、各人において傷害保険に加入すること。
 - ・ 4人以上：(財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険(通年対象)の加入を推奨する。
 - ・ 4人未満：「スポーツ安全保険 個人」で検索してヒットした保険への加入を推奨する。
- (4) 参加者の安全確保のため、大会ごとに安全管理を実施する。(内容については大会ごとに定める。)

12 全国障害者スポーツ大会に出場する山形県代表選手の選考・決定

別途定める選考方針(「山形県選手団選手・役員の選考方針、選考・決定の手順」参照)に基づき決定する。

13 出場申込み方法

各競技実施要領等を踏まえて、別添申込書に必要事項をすべて記入の上、提出期限までに大会事務局に郵送またはメールにより申し込むこと。(ファックスでの申込みは受け付けない。)申込書は、山形県障がい者スポーツ協会ホームページからダウンロードできる。申込書記載の個人情報、本大会及び全国障害者スポーツ大会関係用務のみに使用する。

14 その他

- (1) 団体競技について
「バレーボール大会」は、東北・北海道ブロック大会に出場するための代表決定戦とする。
- (2) 昼食弁当の斡旋について
出場選手、引率者等の昼食弁当の斡旋は行わない。

《大会事務局》

山形県障がい者スポーツ協会
〒990-2231 山形市大字大森 385番地
TEL: 023-686-4084
FAX: 023-686-3723
Email: info@yamagata-adapted.jp

第25回山形県障がい者スポーツ大会 開催日・会場、申込期限等一覧

1 競技大会

競技	期 日	会 場	出場申込期限(書類提出締切日)	
			出場申込書	安全確認名簿
ボッチャ	4月18日(土)	山形市総合福祉センター(体育ホール)	4月 4日(土)	4月 4日(土)
アーチェリー	4月25日(土)	山形市総合スポーツセンター(弓道場)	4月 4日(土)	4月 4日(土)
卓 球	5月 9日(土)	山形県総合運動公園(サブアリーナ/第1会議室)	4月11日(土)	4月25日(土)
水 泳	5月17日(日)	山形市総合スポーツセンター(屋内プール)	4月18日(土)	4月18日(土)
県大会総合開会式 フライングディスク	5月23日(土)	山形県総合運動公園(屋内多目的コート)	4月25日(土)	4月25日(土)
陸上競技	5月30日(土)	山形県総合運動公園(NDソフトスタジアム)	4月30日(木)	4月30日(木)
バレーボール大会(精神)	11月15日(日)	上山市体育文化センター	(別途定める)	

4 山形県障がい者スポーツ大会総合開会式は、フライングディスク競技大会の際に行います。

開催期日 令和8年5月23日(土) 会場 山形県総合運動公園 屋内多目的コート

2 レクリエーション大会

レクリエーション大会	期 日	会 場
レクリエーション大会		
身体障がい者レクリエーション大会	9月19日(土)	天童市スポーツセンター(アリーナ)
知的障がい者レクリエーション大会	10月29日(木)	山形県総合運動公園(アリーナ)
置賜地区レクリエーションの集い	6月 7日(日)	長井市置賜生涯学習プラザ
庄内地区レクリエーションの集い	6月13日(土)	庄内町総合体育館
村山地区レクリエーションの集い	6月 4日(木)	上山市南部体育館
最上地区レクリエーションの集い	6月16日(火)	真室川町民体育館

第25回山形県障がい者スポーツ大会陸上競技実施要領

1 日 時 令和8年 5月30日(土)

受 付 8時45分 (NDソフトスタジアム正面玄関)

競技開始 9時30分 (NDソフトスタジアム)

競技終了 12時30分

【注意】受付で「安全確認名簿・様式3」をもとに、来場時と退場時の人員確認を行う。

2 会 場

山形県総合運動公園 NDソフトスタジアム

天童市山王1-1 電話:023-655-5900

3 主 管(運営協力)

一般財団法人山形陸上競技協会

天童東村山地区陸上競技協会

山形県パラスポーツ指導者協議会

山形県障がい者スポーツボランティア

4 競技規則

令和8年度(公財)日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、
(公財)日本陸上競技連盟競技規則及び大会申合せ事項による。

5 参加対象者

身体障がい者(肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい)

知的障がい者

内部障がい者(ぼうこう又は直腸機能障がい)

6 競技方法

競技は予選を行わず、各組1回の決勝により行う。

《競走競技》

(1) スタートは、1回制とし、一度の不正スタートでもその責任を有する競技者は、失格となる。

(2) 50m競走については、スタンディングスタートのみとする。また、スターティング・ブロックは使用することができない。

(3) 100m・200m・400m競走(4×100mリレーを含む)においては、クラウチングスタートをしなくてもよい。また、クラウチングスタートする場合でもスターティング・ブロックを使用しなくてもよい。ただし、スタンディングスタートの場合、スターティング・ブロックを使用することはできない。

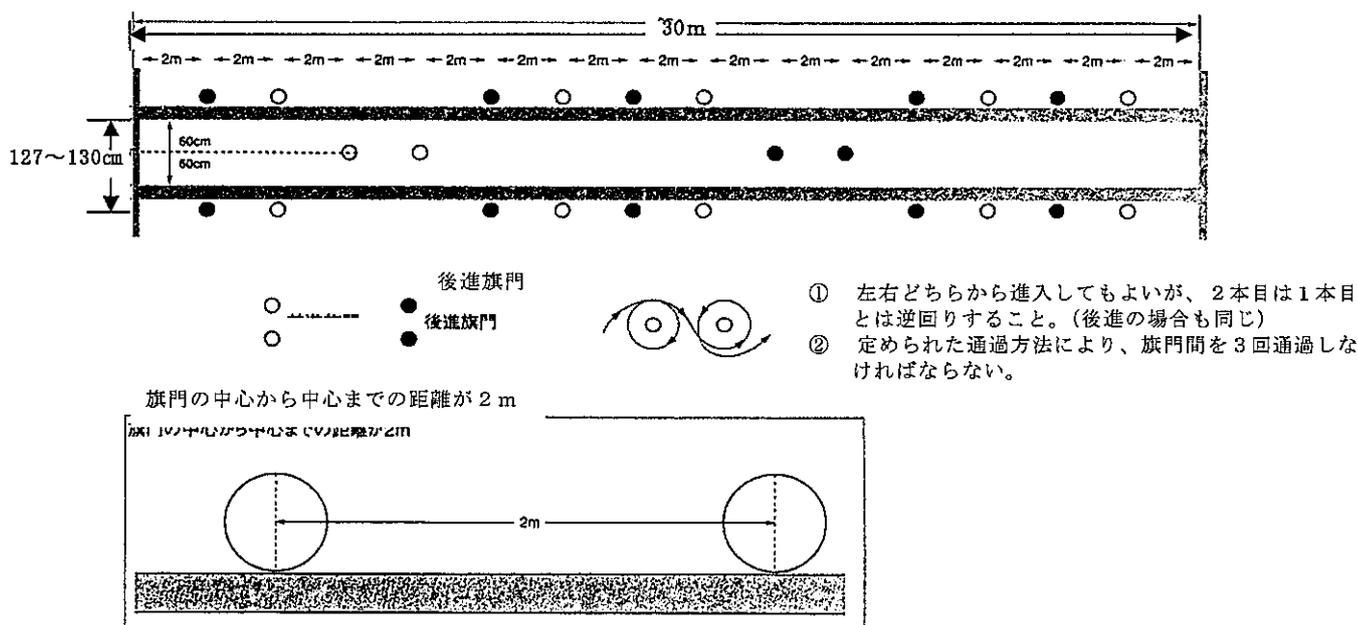
- (4) 400mまでの競走のセパレート・レーンにおいて、内側のレーンに入った場合は失格とする。ただし、直線においては、他の競技者を妨害しない限り失格としない。
- (5) 800m競走は、第2コーナーの曲走路が終わるまでセパレート・レーンで行う。
- (6) 車いすでの50m競走で使用する車いすは、日常生活用とする。
- (7) 車いすでの100m以上の競走種目に出場する競技者は、ヘルメットを着用しなければならない。
- (8) 車いすで競技する場合の車いすは、身体の一部であり、その接地面がスタートラインや左側のラインに触れてはならない。
- (9) 1500m競走では、オープンコースとする。
- (10) 聴覚障がい者(以下「聴覚」という)部門のスターターの動作は次のとおりである。
スターターは、スタート側の延長線上、また、全競技者から見える位置に移動して合図を行う。このとき、手話通訳者は一切合図してはならない。
- ① 「On your marks: オン・ユア・マークス」(意味:位置について)でピストルを肩口に移動し、一方の手で競技者がブロックに移動するよう促す。
(800m、1500m競走については同様の動作でスタートラインへの移動を促した上で、ピストルを保持した腕を地面と平行に前方に伸ばす)
- ② 「Set:セット」(意味:用意)で、ピストルを保持した腕を前方に、地面と平行になるまで伸ばす。
- ③ 上記の姿勢を保持したまま、光刺激を伴うピストルを発射する。
- (11) 視覚障がい者(以下「視覚」という)部門の障がい区分24の50m競走は、音源走のみとし、使用する音源は、ハンドマイクに収納した音源、または、それに類似するものとする。
- (12) 障がい区分24の競技者で伴走を必要とする場合は、原則として参加者が伴走者を随伴すること。(100m~1500m)
- (13) 障がい区分24に属する競技者の50m競走を除き、次のような範囲で伴走者を認める。ただし、伴走者の反則は競技者の反則とする。
- ① 伴走者は1人とする。ただし、フィニッシュラインの50m手前までならば、1回に限り交代してもよい。
- ② いかなる場合も、伴走者は競技者を引っ張ったり、押して前進させるといった推進を助けるようなことをしてはならない。
【注】推進を助けるような行為があった場合、フィニッシュ後に失格となることがある。
- ③ 競技者と伴走者は非伸縮性の紐などを使ったガイド用のロープ(以下ガイドロープ)を持ち競技する。ガイドロープは以下の図のいずれかに該当する形状のもので、最も伸ばした状態におけるガイドロープ両端の最大長は50cm以下とする。競技者と伴走者はスタートからゴールまでガイドロープを離してはならない。
ただし、転倒などにより一時的にガイドロープを離す事態が生じた場合は除く。
【注】フィニッシュで、競技者の斜め後ろに位置しなかった場合は、失格とする。
- ④ 伴走者は口頭または選手に触れるなどの方法により、競技者に必要な情報(タイム、周回数、ペースなど)を伝えることができる。
なお、その際ガイドロープ以外の道具を用いてはならない。

- (14) 視覚部門の競走競技で、セパレート・レーンを使用する場合には、スタートラインを延長して、1人の競技者に1つ外のレーンを含む2レーンを割り当てる。(伴走者も2レーン分の中に入る)延長するスタートラインは、ラインと同じ幅で同系色の粘着テープ等を使用する。
- (15) 障がい区分24に属する競技者は、競技エリア(トラックの走路)で光を通さないアイマスクまたはアイシェード(以下、アイマスクなど)を装着しなければならない。
- (16) 競走競技は、50mと100mの両方に申し込むことはできない。

《スラローム》

- (1) 白色の旗門は前進、赤色の旗門は後進によって通過しなければならない。
- (2) スタートラインより6m地点の前進周回旗門と18m地点の後進周回旗門の通過方法は、次のとおりとする。
 - ・1本目の旗門を右回り(左回り)で1周した後、2本目の旗門を左回り(右回り)で1周し通過すること。
- (3) 旗門を倒した場合、1本につき所要時間に5秒を加算する。ただし、倒した旗門に再び触れた場合は、違反としない。
- (4) 通過の方法を間違えたままフィニッシュした場合は、失格とする。ただし、フィニッシュラインに到達するまでならばやり直すことができる。その場合の反則や所要時間は、すべての所要時間に含まれる。
- (5) スタートとフィニッシュは、競走競技と同様に扱う。
- (6) スタートから5分を経過した場合は、失格とし競技を終了する。

〈スラロームの障害物および旗門の位置〉



《跳躍競技》

- (1) 走高跳を除き、各競技者は、3回までの試技が許される。
- (2) 視覚部門の走高跳は、助走してもしなくてもよいが、片足で踏み切らなければならない。

- (3) 走高跳のスタート時の高さは、男女とも100cmとする。
- (4) 立幅跳の踏切りは、両足同時に踏切るものとする。ただし、下肢に障がいのある出場者で両足同時に踏切ることが困難な場合は、片足で踏切ること認める。
- (5) 踏切線と砂場の距離は次のとおりとし、走幅跳の競技者は、申込書にどちらの踏切線を使うかを記載しなければならない。ただし、視覚部門の走幅跳は、1mのみとする。
- ① 立幅跳 0.3m
 - ② 走幅跳 1m 2m
- (6) 視覚部門の走幅跳の踏切板の幅は、日本陸上競技連盟競技規則によるが、長さ1mとする。また計測は、踏み切った場所の最も砂場に近い地点から踏切板前縁との平行線を引き、その平行線と着地点との最短距離で行う。ただし、踏切板(地域)の手前で踏み切った場合には、着地点と踏切版(地域)の砂場より最も遠い方までの最短距離を計測する。
- (7) 視覚部門の障がい区分24に属する競技者は、競技エリア(助走路及び砂場)で光を通さないアイマスクまたはアイシェード(以下、アイマスクなど)を装着しなければならない。
- (8) 視覚部門の走幅跳のみ、助走方向や踏切地点を知らせるために、声や音源による援助は認められる。
- (9) 視覚部門の立幅跳では、介助者が競技者の身体に触れて方向の確認を援助することは認められるが、跳躍方向から声や手ばたきなどで方向を示すことは認められない。
- (10) 跳躍競技は、立幅跳と走幅跳の両方に申し込むことはできない。
- (11) 立幅跳における制限時間は1分とする。

《投てき競技》

- (1) 各競技者は、3回までの試技が許される。
 なお、車いす使用者は、原則として、3回連続して投げるものとする。車いす使用者以外の競技者の投てきにおいても、運営上3回連続して投げる場合がある。
- (2) 投てき物の重量・規格等は、別表のとおりとする。
- (3) 車いすのシートの高さは、クッションを含めて75cm以下とする。
- (4) 車いす及び電動車いす使用者の投てきは、次のように行わなければならない。
- ① 助走することなく、車いすや椅子を停止(接地面が動かず浮くことがない状態)し、両臀部がシートに着いた姿勢から投げ始めなければならない。そのための支持は、原則として競技役員(補助員を含む)が行う。ただし、支持に特別な手法が必要な場合は、競技役員了解のもと介助者が支持することを認める。
 - ② 試技が完全に終了するまでは、両臀部がシートから離れてはならない。
 - ③ 車いすを固定する場合は、地面との接地面がサークル及びやり投げ助走路スターティング・ラインの内側から出てはならない。また、車いすを固定するための器具及び装置の使用は認めない。
 - ④ 砲丸投サークルを使用する場合は、足留材使用しない。
- (5) ジャベリックスローは、やり投の規則に準じて行う。
- (6) ソフトボール投は、やり投の規則に準じて行うが、投げ方は自由である。

- (7) 視覚部門の障がい区分24に属する競技者は、競技エリア(助走路及びサークル)で光を通さないアイマスクまたはアイシェード(以下、アイマスクなど)を装着しなければならない。
- (8) 視覚部門の競技者の投てきに対する介助者の援助は次のとおり認める。
- ① サークルを使用する種目：試技前にサークル内に入り方向確認をすること
(確認後はサークルから出なければならない)
 - ② 助走路を使用する種目：助走路内での方向確認や音源による助走の援助をすること(審判の妨げにならない位置に限る)
- (9) 視覚部門の投てき競技では、投てき方向を知らせるために試技に入る前に限り声や音源、競技者の身体に触れることによる援助は認められる。
- 【注意】アイマスクを外すことができるのは、審判員などが認めたときだけであり、無断で外す(アイマスクなどを顔から離したりめくったりする行為を含む)ことは認められない。審判員などが意図的に外したと認めた場合は、失格とすることがある。
- (10) 競技者前方(角度線内側)からの音源による援助が必要な場合は審判員に申し出ること。その場合の援助者は競技役員(審判員など)が行うこととする。
- (11) 車いす使用者の投てき競技において、車いすや椅子を固定するために競技役員等が支持することは、助力とはみなされない。
- (12) 投てき競技は、障がい区分8を除き、ソフトボール投とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

7 助 力

介助者による競技中の助力行為は認められない。助力を受けた競技者は失格とする。

8 招 集

- (1) 招集所は、陸上競技場第1ゲート付近(グラウンド100mスタート付近)に設ける。
- (2) 招集は、開始時刻表に記載された競技時刻の、フィールド競技は30分前、トラック競技は15分前までに点呼を受け完了する。
- (3) 点呼を受けた競技者は、招集所に待機し係員の誘導により競技場に移動する。
- (4) 招集完了時刻に遅れた競技者は、棄権したものとみなし、出場できない。

9 2種目同時出場について

- (1) 2種目同時出場する場合において、1種目目の競技終了時刻から2種目目招集完了時刻までが、50分以内の競技者は、「2種目同時出場届」を提出することができる。以上の手続きにより、1種目目に出場する種目の招集時に、2種目目の招集も受けたことになり、1種目目終了後、直接2種目目の競技地点に移動することができる。
- (2) 提出場所等
 - ① 提出場所：招集所(第1ゲート付近)
 - ② 提出時刻：最初に提出する種目の招集時刻までに
 - ③ 提出部数：1部(提出の用紙は受付で配布しています)
- (3) 次の種目への移動は、各自の責任で行うこと。

10 競技の服装等

- (1) 競技に適した服装を着用し、ゼッケンは、主催者が交付したものを競技服装の上衣の胸部及び背部に付けること。
車いす使用競技者は、ゼッケンを車いすの見えやすい位置に取り付けてもよい。
なお、トラック競技においては腰番を張り付けること。
- (2) 競技に使用するスパイクピンの長さは、9mmを越えてはならない。ただし、走高跳・ソフトボール投・ジャベリックスローでは12mmを越えてはならない。
- (3) 800m以上の競走への出場者の場合、靴底の厚さの上限は25mmとする。

11 表彰

当日表彰は行わないが、大会終了後の退場時に受付で記録証を配付する。

12 出場申込み方法

別記「競技種目及び競技順」に示された競技種目の中から出場する種目(2種目まで可能)を選んだ後、申込書類に必要事項を記入し、大会事務局に郵送またはメールへの添付により送付すること。

ファックスでの申込みは受け付けないこと、提出期限を厳守することについて留意すること。

申込に必要な書類と提出期限は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|----------------|
| ○ 出場申込書(様式1-5) | 令和8年4月30日(木)必着 |
| ○ 参加申込一覧(様式2) | 令和8年4月30日(木)必着 |
| ○ 安全確認名簿(様式3) | 令和8年4月30日(木)必着 |

競技種目及び競技順

【トラック競技】> 9:30~12:00

- | | | |
|---------|--------|----------|
| ① スラローム | ④ 50m | ⑦ 1,500m |
| ② 800m | ⑤ 400m | |
| ③ 200m | ⑥ 100m | |

【フィールド競技】>

<投てき I> 9:30~12:15

- ① ジャベリックスロー
- ② ソフトボール投

<投てき II> 10:00~11:00

- ① ビーンバック投
- ② 砲丸投

<跳 躍> 10:00~12:00

- ① 立幅跳
- ② 走幅跳
- ③ 走高跳

別表 《規格等》

種目(障がい区分)	性別	重量・規格等	備考
ソフトボール投 (該当する区分すべて)	男女	日本ソフトボール協会公認 「協会3号ボール(ゴム球)」	投げ方は自由
ビーンバッグ投 (該当する区分すべて)	男女	12cm×12cmの布または適当なものの袋に、よく乾燥した大豆等を入れたもの 重量150g	投げ方は自由 (足のせ蹴り出しも可)
ジャベリックスロー (該当する区分すべて)	男女	ターボジャブ 長さ70cm 重さ300g	投げ方は やり投に準じる

別表 《砲丸の重量》

重 量	該当する障がい区分(年齢区分)	性別
4 kg	1・4・5・6・7・8・9・13・14・15・24・25・26(1部)	男子
2.721kg	12・19・20・21・22(1部) 砲丸投に出場できる障がい区分の全選手 (2部)	男子
	砲丸投に出場できる障がい区分の全選手(1部・2部)	女子

第25回山形県障がい者スポーツ大会水泳競技実施要領

1 日 時	令和8年5月17日(日)	
	受 付	9時00分 (屋内プール正面入口)
	ウォームアップ	9時15分
	監督会議	9時30分
	競技開始	10時00分
	競技終了	12時00分

【注意】受付で「安全確認名簿・様式3」をもとに来場時と退場時に人員確認を行う。

2 会 場

山形市総合スポーツセンター 屋内プール

山形市落合町1 電話:023-625-2288(代)

3 主 管(運営協力)

山形市水泳連盟

4 競技規則

令和8年度(公財)日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、(公財)日本水泳連盟競泳競技規則及び大会申合せ事項による。

5 参加対象者

身体障がい者(肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい)
知的障がい者

6 競技方法

(1) 選手紹介

競技前の選手紹介で名前を呼ばれたら、(立つことができる場合は)椅子から立ち上がり片手を挙げて応えるようにする。

(2) 出 発

- ① 自由形、平泳ぎ、バタフライの場合、スタート位置は「台上」、「台の横」、「水中」から選択できる。さらに「台上」、「台の横」からスタートする場合、「立位」または「座位」を選択できる。
- ② 自由形、平泳ぎ、バタフライの水中スタートは、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかんだ状態からスタートしなければならない。身体的理由により壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。

- ③ 背泳ぎのスタートにおいて身体的理由により両方の手でスターティンググリップをつかめない場合者は、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかみ、壁側を向いた状態からスタートしなければならない。壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により口にくわえるロープなど安全な用具の使用も認められる。
- ④ 身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない場合には、スタートの合図がなされるまで足をプールの壁につけて保持してもらってもよい。ただし、スタートの際に競技者を支えている者は、競技者に勢いを与えてはならない。与えたときみなされた場合失格となる。
- ⑤ 台上または台の横からスタートの際、必要であれば競技役員または許可された者が、身体を支えるだけのために補助をしてもよい。この場合、競技者を支えている者は、スタートの勢いを与えてはならない。
- ⑥ 障がい区分23の競技者スタートでは、審判長はターンサイドとゴールサイドにタッピングをする介助者がいることを確認したうえでホイッスルを吹く。
- ⑦ 聴覚障がい者のスタートでは、出発合図員は全競技者から見やすい位置で、言葉とジェスチャーを併用して合図する。(手話通訳は一切合図をしてはならない。)
- ⑧ 視覚と聴覚の障がい重複している競技者が出場する場合は、審判長が長く吹くホイッスル、断続的に吹くホイッスルによる出発合図員の号令の後、スタートの合図を競技者に伝えるため、介助者が競技者の身体に触れることが認められる。ただし、スタートの合図を競技者に伝える際に、介助者は競技者に勢いを与えてはならない。与えたときみなされた場合は失格となる。

(3) 競 技

- ① 義肢、装具、足ひれや手につけるパドルなどの使用は認めない。
ただし、肢体4の障がい区分22(重度の四肢体幹機能障がいのある者)は、浮力を助けるものを認める。
- ② 障がい区分23の競技者は、競技中に光を通さないゴーグルを装着し、競技終了まで外してはならない。ゴーグルは招集所において競技役員が確認する。
- ③ 障がい区分23の競技者及び同等の障がい重複する競技者の50m種目ではスタートまでの介助者とターンサイドのタッピング者、各1名の計2名、251m種目ではスタートまでの介助者とゴールサイドでのタッピング者の各1名の計2名の介助者が必要である。タッピングとは、安全な棒などを使って身体をたたいて合図することである。また、このことは、障がい区分24の競技者に対しても行うことができる。
- ④ 自由形、背泳ぎのスタート及び折り返し後の15mを除いて、1ストロークサイクルに1回、泳者の体の一部が水面上に出ることとする。
- ⑤ 自由形種目に限り、プールの底に立つことは失格とならないが、歩くことは許されない。競技中にレーンロープを引っ張ってはならない。
- ⑥ 身体障がいによりやむを得ないと認められた場合には、各泳法の規則を緩和することができる。

(4) 介助者の役割

介助については、原則として競技場への入場を許可された者が行う。なお、介助者として入場を希望する者は、参加申込み時に申し込み、競技役員の指示により入場する。

① 競技規則上可能な介助

ア) スタート介助(入退水介助を含む)

- ・水中スタートの際、身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない競技者
- ・安全にスタート台上等に立つまたは座ること、およびそれまでの移動が困難な競技者

イ) タッピング(ターン、ゴール時の合図)・障がい区分23・24

② 競技規則以外で可能な介助

ア) 入退水介助 安全に入退水することが困難な競技者

③ 競技規則以外で可能な同伴

ア) 情緒不安定・障がい区分26及び同等の障がい重複する競技者

(他の競技者に迷惑をかける場合に限る)

イ) 種目の指示・障がい区分26及び同等の障がい重複する競技者

(泳ぐ種目を理解できない場合に限る)

(5) 服 装

① スイミングキャップを着用すること。

② 国際水泳連盟の公認水着でなくてもよいが、形状(体を覆う範囲)等は、次のとおりとする。

ア) 男子の水着は、へそから上、膝から下に伸びてはならない。

イ) 女子の水着は、首を覆ったり、肩から先、膝から下に伸びたりしてはならない。

③ 水着の重ね着は禁止とし、着用できる水着は1枚とする。ただし、インナー用ショーツ(サポーター)女性用インナーパットは認める。

(6) 使用可能な浮具

浮力を補助するためのスイミングヘルパーやアームヘルパーなど。

7 誘 導

会場内での誘導は、競技役員又は競技補助員が行う。また、許可を受けた介助者は、競技役員の指示に従う。

8 計 時

計時は、手動とする。

9 出発合図

出発合図は、電子音装置またはピストルを使用する。

聴覚障がい者の出発時は、光刺激を伴うピストルを使用する。

10 招 集

(1) 招集は、水泳競技会場内招集所で行う。

(2) 招集は、3レース前までに完了する。

(3) 3レース前までに招集に応じない競技者は、棄権とみなす。

(4) 前レースの終了時刻から次レースの招集完了時刻まで10分以内の競技者について

ては、当該競技者の代理者がその旨を招集所に申し出、代行することができる。

11 表彰等

表彰式は行わないが、競技会終了後の退場時に、受付で記録証を配付する。

12 競技種目及び競技順

別表のとおり競技を行うので、参加申込み時に参考にする。ただし、編成上やむを得ず競技順を変更することがある。

13 その他注意事項

- (1) 事故防止のための配慮を十分に行うこと。
- (2) 競技会場におけるコーチ及び介助者の指示、応援等を禁止する。
- (3) 場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。
- (4) 貴重品については、各自責任を持って管理すること。
- (5) 更衣室とプールサイド以外では水着、裸足のまま行動しないこと。
- (6) 競技会場への飲食物の持ち込みを禁止する。更衣室と選手待機所では水分補給を認めるが、それ以外の場所での食については禁止する。
- (7) 競技者の休憩は、指定された場所を利用すること。
- (8) 写真撮影をする場合は事前に大会事務局へ申請し、受付で許可証を受け取ること。

14 出場申込み

別記「競技種目及び競技順」に示された競技種目かのお出場する種目(2種目まで可能)を選んだ後、申込みの書類に必要事項を記入し、大会事務局に郵送またはメールへの添付により送付すること。

ファックスでの申込みは受け付けないこと、提出期限を厳守することについて留意すること。

申込に必要な書類と提出期限は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|----------------|
| ○ 出場申込書(様式1-2) | 令和8年4月18日(土)必着 |
| ○ 参加申込一覧(様式2) | 令和8年4月18日(土)必着 |
| ○ 安全確認名簿(様式3) | 令和8年4月18日(土)必着 |

別記 競技種目及び競技順

- | | |
|------------|------------|
| ① 25mバタフライ | ⑤ 50m平泳ぎ |
| ② 25m背泳ぎ | ⑥ 25m自由形 |
| ③ 50m背泳ぎ | ⑦ 50m自由形 |
| ④ 25m平泳ぎ | ⑧ 50mバタフライ |

第25回山形県障がい者スポーツ大会アーチェリー競技実施要領

- 1 日 時 令和8年4月25日(土)
- | | |
|---------|--------|
| 受 付 | 8時30分 |
| 競 技 開 始 | 9時00分 |
| 競 技 終 了 | 12時00分 |

【注意】受付で「安全確認名簿・様式3」をもとに、来場時と退場時に人員確認を行う。

2 会 場

山形市総合スポーツセンター 弓道場(遠的場)
山形市落合町1 電話:023-625-2288(代)

3 主 管(運営協力)

山形市アーチェリー協会
山形県身体障害者アーチェリー協会

4 競技規則

令和8年度(公財)日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、
(公社)全日本アーチェリー連盟競技規則及び大会申合せ事項による。

5 参加対象者

身体障がい者(肢体不自由、聴覚障がい)
内部障がい者(ぼうこう又は直腸機能障がい)

6 標的競技

- (1) 競技種目は男女とも次のとおりとする。
 - ① 50・30mラウンド
 - ② 30mダブルラウンド
- (2) 行射時間は、各距離から1エンド3射(2分)で36射ずつ行射する。
また、プラクティスは、2分フリー2回とする。
- (3) 部門は、リカーブ部門とコンパウンド部門とする。

7 競技方法

(1) 標 的

リカーブ部門は、直径80cm的、コンパウンド部門は、6リング的を使用する。

(2) 時間

ストップウォッチで時間を管理進行し、行射開始にホイッスルと白旗で、行射終了30秒前に計時係が黄色旗を上げ時間を知らせる。

(3) リカーブ部門の用具

障がい区分1(第8頸髄まで残存)及び障がい区分3(上肢障がい)の競技者はリカーブ部門において、審判長の承認を得て手に補助具(リリースエイド等の発射装置)を使用することができる。

また、障がい区分1及び障がい区分3以外の競技者で上肢にも障がいがあり、補助具を使用しないと行射できない競技者も審判長の承認を得れば使用することができる。

(4) 行射

① 「車いす」という言葉に適合していれば、どのような形式の車いす(4個を超える車輪がないことを前提に)も使用できる。

② 車いすあるいは椅子使用の競技者は、シューティングライン後方に少なくとも車いすの1輪または椅子の1脚を置いて行射しなければならない。

③ 行射中は押手及び弓を車いすや椅子等で支えてはならない。

④ 椅子使用の競技者は、背もたれや肘掛けなどを含め、座面より上に体を支える構造があってはならない。

⑤ 車いすの競技者は、足やフットレストを地面につけてはならない。

⑥ 転倒防止器具の使用は認められる。

⑦ 手動車いす用パワーアシストデバイスについては、行射中は地面から離れた位置に固定しなければならない。

⑧ 弓の押し手に障がいがあり、弓のハンドルをしっかりと握れない選手は、ハンドルと手をバンデージで固定することが認められる。

⑨ 前腕切断などで弓を持つことができない競技者は、人工補助用具や義肢を使って弓を持つことが認められる。これら補助具は、矢を放つときに弓の動きを妨げず、完全に固定されていない、または着脱可能である限り、弓に装着することができる。

⑩ 押し手に障がいがあり、肘が伸ばせない競技者は、肘の装具を使用することができる。

⑪ 引き手に障がいのある選手は、リストガードの使用、またはリストガードとリリースエイドの併用が認められる。

⑫ 下肢長差があり、足または足の一部を持ち上げる装置を使用する競技者は、靴に装着するしないを問わず使用が認められる。ただし、シューティングラインにいる他の競技者の妨げにならないこと、地面に接地していること、靴の底面からはみ出す部分が2cmを越えないことが条件となる。

(5) 立順

① 立順は、Aの1立制とし、3射ごと採点、矢取りを行う。

② 2名または3名の競技者が同時に行射する場合、車いすまたは椅子使用の競技者は、常にシューティングラインにとどまってもよい。その場合、弓を膝の上もしくはは

シューティングライン後方に置くことによって行射を終了したものとする。

(6) 得点記録

得点の記録および矢の回収は、競技運営主管団体が競技者からの委託を受けて行うものとする。

8 競技用具・服装

競技に必要な用具は、競技者が各自用意する。
競技に適した服を着用することこと。

9 表 彰

表彰式は行わないが、大会終了後、受付で記録証を配付する。

10 出場申込方法

出場申込みの書類に必要事項を記入し、大会事務局に郵送またはメールへの添付により送付すること。

ファックスでの申込みは受け付けないこと、提出期限を厳守することについて留意すること。

申込に必要な書類と提出期限は、次のとおりとする。

- 出場申込書（様式1-5） 令和8年4月4日（土）必着
- 参加申込一覧（様式2） 令和8年4月4日（土）必着
- 安全確認名簿（様式3） 令和8年4月4日（土）必着

11 その他

全国障害者スポーツ大会のアーチェリー競技に出場する競技者は、グリーンバッジ（安全バッジ）を所持していることが望ましい。

第25回山形県障がい者スポーツ大会卓球競技実施要領

1 日 時	令和8年5月9日(土)	
	受 付	8時30分
	競 技 開 始	9時00分
	競 技 終 了	12時00分

【注意】受付で「安全確認名簿・様式3」をもとに、来場時と帰宅時に人員確認を行う。

2 会 場

山形県総合運動公園 サブアリーナ(一般卓球) 第1会議室(STT)
天童市山王1-1 電話023-655-5900

3 主 管(運営協力)

山形県卓球協会 山形県身体障害者卓球協会
山形県障がい者スポーツボランティア

4 競技規則

令和7年度(公財)日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、
(公財)日本卓球協会制定の「日本卓球ルール」を基準として行う。

5 参加対象者

身体障がい者(肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚障がい者)
知的障がい者
精神障がい者

6 競技方法

- (1) 競技種目は男・女シングルの一般卓球とサウンドテーブルテニス(STT)とする。
- (2) 部門は、肢体不自由(上肢・下肢・体幹・車いす・脳原性麻痺)、視覚障がい(一般卓球・STT)、聴覚障がい、知的障がい、精神障がいの10部門とする。
なお、STTにおいては、アイマスクを装着して競技する。
- (3) 試合は、部門ごと予選リーグ・決勝トーナメント方式とし、原則として同一部門の選手でブロックを構成するものとする。(各ブロック1位・2位が決勝トーナメントに進出する)
ただし、出場競技者の少ない部門については、他部門の選手と合わせてブロックを構成することがある(1ブロック4名以内)。
また、1部門の参加総数が17名以上の場合は、予選リーグを行わずトーナメント方式のみとする。この場合、トーナメント戦終了後に、1回戦の敗者同士は親善試合を行う。

- (4) 1ゲームの勝敗は、11ポイントを取った競技者を勝ちとする。ただし、両競技者の得点が10ポイントに達した後は、2ポイントの差をつけた競技者を勝ちとする
- (5) 1マッチは5ゲームからなり、3ゲームを取った競技者を勝ちとする。
- (6) サービスは、得点の合計が2ポイント増すごとに交代する。また、双方の得点が10ポイントになったときは、順序を変えず1ポイントごとにサービスを交代する。
促進ルールは適用しない。

7 一般卓球の競技規則等

- (1) 肢体不自由者及び知的障がい者については、フリーハンド(ラケットを持っていない手の手首より先)がコートに触れても失点としない。ただし、コートを支えて打ったり、テーブルを動かしたりしてはならない。
- (2) サービス
 - ① サーバーはフリーハンドの手のひらを開き、その上にボールをのせ掴むことなく自由に転がる状態で静止させる。
 - ② 次にサーバーは、ボールに回転を与えることなく、ボールがフリーハンドの手のひらから離れたあと、なにものにも触れずに打球できるように、ボールをほぼ垂直に16cm以上投げ上げなければならない。
 - ③ サーバーは、落下する途中のボールを、最初に自領コートに触れた後、レシーバーのコートに直接触れるように打つ。
 - ④ 身体的理由によりサービスの規定の緩和が必要な場合には、審判長の承認を得るとともに、主審から相手方にサービスの仕方についての変更を知らせていただくようにする。また、知的障がいについても、主審が対戦者の不利にならないと認めた場合、サービスの規定を緩和することができる。
- (3) 車いす使用者が、正しく打ち出された相手のサーブをレシーブする際に「レット」となるのは、次の場合である。(ただし、「レット」が宣告される前に打球した場合は、「レット」とはならない。)
 - ① レシーバーのコートに触れた後、ネット方向に戻った場合
 - ② レシーバーのコートに止まった場合
 - ③ レシーバーのコートに触れた後、どちらかのサイドラインを横切った場合
- (4) 知的障がいや精神障がい原因と認められる言動等により試合が中断した場合、1つのマッチでの中断時間は最大10分間とする。また、速やかな試合進行のために、審判、監督、介助者等が競技者に進行を促す言葉をかけたり競技者に触れたりすることができる。

8 サウンドテーブルテニス(略称STT)の競技規則

- (1) STTに出場する競技者は、アイマスクまたはアイシェードを装着すること。
 - ① アイマスク、アイシェードは招集所で審判のチェックを受け、競技領域に入る前に装着し、試合が終了して競技領域外に出るまで装着していること。
 - ② いかなる理由があっても、アイマスクやアイシェードを外す場合は主審が認めた時だけで、無断で外すことは認められない。

(2) サービス

- ① サービスは、主審が「プレー」の宣告をした後10秒以内に、サービスエリアにボールを制止させ、主審がボールの静止を確認できるよう、完全にボールから手を離して「いきます」と声を掛ける。
- ② レシーバーは5秒以内に返事をし、そして、サーバーはレシーバーの返事の後、5秒以内にボールを打ち出さなければならない。
- ③ サービスのボールがネットに触れた場合、サーバーのミスとなる。
- ④ サービスされたボールに対するレシーバーの空振りは、リターンの時と同様、何度行われても構わない。

(3) ホールディング

- ① 打球時に音がしなかった場合
- ② 打球時のラケットの面とテーブルの上面との角度が60度未満であった場合
- ③ 打球時に、ラケットでテーブルやフレームを叩いたりこすったりして、打球音をかき消した場合

9 競技用具

ラケットは、(公財)日本卓球協会が公認したものを使用しなければならないが、身体障がいにより、ラケットを使用球の色以外の単一色のもので、手や腕に縛ることは許される。また、縛った範囲での打球は許されるが、故意の打球はバッドマナーである。

(JTTAのマーク及び指定業者の刻印か、商標がなければならない)

10 服装

競技にふさわしい服装で参加すること。

背中には、氏名・市町村名または団体名の入ったゼッケンを各自用意し、装着すること。ゼッケンの大きさは、縦15cm、横25cm程度で、布の色は指定しない。

11 表彰等

表彰式は行わないが、競技会終了後の退場時に記録証を配付する。

12 出場申込み

申込みの書類に必要事項を記入し、大会事務局に郵送またはメール添付により送付すること。

ファックスでの申込みは受け付けないこと、提出期限を厳守することについて留意すること。

申込に必要な書類と提出期限は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|----------------|
| ○ 出場申込書(様式1-5) | 令和8年4月11日(土)必着 |
| ○ 参加申込一覧(様式2) | 令和8年4月11日(土)必着 |
| ○ 安全確認名簿(様式3) | 令和8年4月25日(土)必着 |

第25回山形県障がい者スポーツ大会フライングディスク競技実施要領

1 日 時 令和8年5月23日(土)

受 付	9時00分 ~ 9時20分
総合開会式	9時30分
競技開始	10時15分(アキュラシー) 11時15分(ディスタンス)
競技終了	12時45分

※ 出場者数によりディスタンスの競技開始時刻が変更になることがある。

※ 総合開会式には出場者全員が参加する。(9時20分までに受付を済ませてください。)

【注意】 受付で「安全確認名簿・様式3」をもとに来場時と退場時に人員確認を行う。

2 会 場

山形県総合運動公園 屋内多目的コート

天童市山王1-1 電話:023-655-5900

3 主 管(運営協力)

山形県障がい者フライングディスク協会 山形県パラスポーツ指導者協議会

山形県障がい者スポーツボランティア

4 競技規則

令和8年度(公財)日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、
障害者フライングディスク連盟競技規則及び大会申合せ事項による。

5 参加対象者

身体障がい者(肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい)

知的障がい者

内部障がい者(ぼうこう又は直腸機能障がい)

6 競技種目

(1) アキュラシー ①ディスリート・ファイブ ②ディスリート・セブン

(2) ディスタンス ①座位男子 ②座位女子 ③立位男子 ④立位女子

7 競 技

(1) 競技は、すべて競技役員の指示で進行する。

- (2) 投げ方は自由とする。
- (3) 競技に使用するディスクは、主催者で用意する。
- (4) 手、足、口など身体のある部分によるスローイングを認める。
- (5) 競技上有利となる用具の使用は認めない。また、手指等の傷口を守るためにテープ等を使用する場合、審判長の許可を得なければならない。
義手・義足等の使用は認めるが、ディスクの推進力、回転力を促進する機能のあるものは認めない。

アキュラシー

- ① 障がい別、性別の組み分けは行わない。
- ② 試技は、年齢の若い順に行う。
- ③ 試技は10投連続で行う。
- ④ プレーヤーが視覚障がい者の場合は、競技役員がアキュラシーゴール後方3mの距離から電子音によってアキュラシーゴール中心部の位置を知らせることができる。
また、投げる方向、通過・不通過の状況を知らせるための介助者をスローイングエリア内に1名を同行することができる。その際、伝えられるのは投げる方向、通過・不通過の状況だけで技術的な助言等を行ってはならない。
- ⑤ 試技の時間は、プレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから5分とする。
5分をこえた試技は無効となる。
- ⑥ 順位の決定
 - ア) 順位は、得点の多さで決定する。
 - イ) 同得点の場合は、第1得点を先に挙げた者を上位とする。第1得点と同じ場合は順次、得点を先に挙げた者を上位とする。

ディスタンス

- ① 試技を行う組の編制は、年齢順、男女別、座位・立位別に行い、原則1組8名までとする。
- ② 試技は、年齢の若い者から順に行う。
- ③ 1投のテストスロー(黄色のディスク)を行い、試技は、3投連続して行う。
- ④ 投げられたディスクの有効範囲は、競技フィールド前方180°とする。ただし、競技の必要に応じて、1サイトの左右に20m以上のラインを設置することができる。左右のライン間の前方180°を競技フィールドとする。(以下「20mフィールド法」とする。
- ⑤ 試技の時間は、プレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから3分とする。
3分をこえた試技は無効とする。
- ⑥ プレーヤーが視覚障がいの場合、投げる方向、ディスクの飛行状況を知らせるための介助者をスローイングエリア内に1名同行することができる。その際、伝えられるのは投げる方向、ディスクの飛行状況だけで、技術的な助言等を行ってはならない。

⑦ 記録

記録は、3投の試技で最も距離の遠い着地点を計測する。計測はcm単位とし、cm以下は切り捨てる。距離の計測はスローイングラインの中央の計測点からディスクが最初に地面に触れた点までとする。また、20mフィールド法によって設置された左右のラインを超えた時には、投げられたディスクがラインの手前(内側)を通過した点にマーキングする。

⑧ 順位の決定

記録の良い順とする。

1位、2位、3位を決める際に同じ記録の出場者がいる場合には、1投の再投を行って順位を決定する。

8 服装

競技にふさわしい服装とする。

ゼッケンは主催者が交付したものを競技服の上衣の胸部及び背部に付けること。

9 招集に関する注意事項

(1) 招集は、各組の競技開始時刻の15分前から行い5分前に完了する。

各チームの担当者は、招集時刻・場所や競技場所(サイトナンバー)について、あらかじめ出場者に対して十分に説明しておくこと。

(2) 点呼を受けた出場者はその場で待機し、係員の誘導により競技場所に移動する。

(3) 招集完了時刻に遅れた出場者は、棄権とみなす。

10 表彰等

表彰式は行わないが、競技会終了後に退場する際に受付で記録証を配付する。

11 出場申込み方法

(1) 出場申込みの書類に必要事項を記入し、大会事務局に郵送またはメール添付により送付する。

ファックスでの申込みは受け付けないこと、提出期限を厳守することについて留意すること。

申込に必要な書類と提出期限は、次のとおりとする。

- 出場申込書(様式1-5) 令和8年4月25日(土)必着
- 参加申込一覧(様式2) 令和8年4月25日(土)必着
- 安全確認名簿(様式3) 令和8年4月25日(土)必着

(2) 全国大会への出場を希望する場合は、アキュラシー1種目とディスタンスの計2種目に申し込むこと。

第25回山形県障がい者スポーツ大会ボッチャ競技実施要領

1 日 時	令和8年4月18日(土)
受 付	9時30分
注意事項説明	10時00分
競 技 開 始	10時30分
競 技 終 了	12時00分

【注意】受付では、「安全確認名簿・様式3」をもとに、来場時と退場時に人員確認を行う。

2 会 場

山形市総合福祉センター 体育ホール

〒990-0832 山形市城西町二丁目2番22号 電話 023-645-9234

3 主 管(運営協力)

山形県パラスポーツ指導者協議会

4 競技規則

令和8年度(公財)日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び大会
申合せ事項による。

5 参加対象者

身体障がい者のうちの肢体不自由者

(1) 車いす使用者・座位者

- ① 四肢麻痺・片麻痺等があるため、車いすまたは椅子に座って競技する者。
- ② 自力で投球できるが、車いすで移動したり方向を変えたりすることが機能的に困難な者。
- ③ 自力で投球することが困難であっても、ランプを使用することで競技できる者。

※ ②の競技者にはスポーツアシスタントを1名のみ、③のランプ使用者にはランプオペレーターを1名のみ つけることができる。

(スポーツアシスタントは選手の意思のみに基づき、移動すること、車いすや椅子の向きを変えること、ランプオペレーターは競技者の意思のみに基づきランプの位置や向き、高さなどの投球に関する補助を行うものであり、競技者の意思を離れて競技に介入することは許されない。)

(2) 立位で競技する者

日常的に車いすを使用しているも立って投球する場合は「立位で競技する者」とする。

6 コーチ

出場する競技者には、コーチを1名配置することができる。コーチはエンドとエンドの間に指示を出すことができる。

7 競技手順

1 試合2エンドとし、競技は以下のような手順で進められる。

(1) 競技の準備

コイントスにて投球順序(使用するボールの色)を決定する。

(2) ボールの準備

競技者は、事務局に申し出て基準を満たしたボールを1セット持ち込み、試合で使用することができる。また、1セット上回るボールを試合に持ち込んではいない。

(3) 投球位置への配置

競技者は、競技を始める際に、審判の誘導を受けながら投球位置(赤ボールを投球するサイドの競技者は3番、青ボールを投球するサイドの競技者は4番のスローイングボックス)に配置される。

なお、コーチは、エンドライン側のコート外で待機しなければならない。

(4) 投球練習

試合前に、6球のボールと1球のジャックボールを使って、2分間、投球練習をすることができる。

(5) 試合の宣告

審判は、赤・青ボールの競技者がそれぞれの投球位置に着いた後、互いに挨拶を促す。

次にジャックボールを赤ボールの競技者に手渡し、コートの外に出て「ジャックプリーズ」とコールすることで試合の開始を宣告する。

(6) ジャックボールの投球

赤ボールの競技者は、試合開始後に、コート内の任意の箇所にジャックボールを投球する。この際、コートを区切るラインに触れた位置で停止したり越えたり、Vラインに触れた位置で停止したり越えなかったりした場合はデッドボールとなり、ジャックボールの投球権は相手競技者に移る。

(7) 第1球目の投球

ジャックボールがコート内の任意の箇所に投球でされた場合、ジャックボールを投球した競技者がそのまま第1球を投球する。このとき、第1球がコートを区切るラインに触れた位置

に停止したり越えたりした場合は、同じ競技者がコート内にボールを投球できるまで投球を繰り返す。

(8) 第2球目の投球

ジャックボールを投げ入れた競技者が、第1球を投げた後、第2球として相手競技者が投球する。このとき、相手の第1球目がコートを区切るラインに触れたり越えたりした場合は、同じ競技者がコート内に投球できるまで投球を繰り返す。

(9) 第3球目以降の投球

両競技者のボールが投球されたら、ジャックボールに対してより遠い位置にある配置されたボールを投球した競技者が投球する。

ジャックボールに対して遠近の配置が入れ替わったとき、投球する競技者も入れ替わる。これは、投球するべき手持ちのボールがすべて投げ終わるまで行われる。

(10) 各競技者の持ち時間

ジャックボールを含めた各競技者の投球時間の合計は、1 エンド当たりそれぞれ5分ずつとする。

(11) 点数の計算、エンドの終了

両競技者の投球すべき手持ちのボールがすべて投げ終わったとき、審判は投球の終了を宣告し、その後、第1エンドの獲得点数の計算を行い、競技者と観客に試合の点数を宣言し、エンドの終了を宣告する。審判に促された後、ランプオペレーターはコート内を見ることが出来る。ただし、試合の結果に介入することはできない。

(12) エンドとエンドの間の扱い

次のエンドの準備が行われる。コーチやスポーツアシスタント、ランプオペレーターは、次のエンドのためにボールを回収し、競技者に必要な助言を与えることができる。

ただし、審判に次のエンドの開始を促されたときには、速やかに次のエンドを開始できるようにしなければならない。

(13) 次エンドの実施

次エンドの実施は、ジャックボールを青ボールの競技者に手渡し、以後は第1エンドと同じ手順で行われる。

(14) 勝 敗

競技は2 エンドマッチで行われ、第2エンド終了時の総得点の高い選手が勝利となる。

(15) 同点時の対応

- ① (タイブレイク)2エンド終了時に同点だった場合は、コート中央のクロスにジャックボールを配置し、1球ずつ投球してジャックボールにより近いボールを投球した選手を勝者とする(ファイナルショット制度)。
- ② 投球順序は、タイブレイクエンド開始前にコイントスで決められ、先に投球する選手の

ジャックボールが使用される。

(16) 競技の終了

競技がすべて終了し勝敗が決したとき、審判は競技者に勝敗と得点の確認を図り、承諾サインを得る。承諾サインを得たのち競技者はコートから退出する。

8 違反行為 以下の行為については、違反行為として罰則を受ける。

(1) ラインを踏む、もしくはボックスの外に足や補装具が接地した状態で投球する。

⇒投球したボールは無効となり、リトラクション(ボール除去)となる。

(2) 判の指示がある前に投球する。または指示がない選手が投球する。

⇒投球したボールは無効となり、リトラクションとなる。

(3) ランプオペレーターが試合中にコートを見たり、スポーツアシスタントまたはランプオペレーターが競技に介入したりする所作を審判が認めたとき。

⇒投球したボールは無効となり、リトラクションとなる。

9 試合形式

立位と座位に分けて3人1組のリーグ戦を行い、リーグ戦1位同士でトーナメント戦を行う。

10 順位の決定

(1) 2エンドの総得点で勝敗を決める。

(2) 2エンド終了時に同点の場合は、タイブレイク(各競技者によるファイナルショット制度)で決める。

(3) 投球順序は、タイブレイクエンド開始前にコイントスで決められ、先に投球する競技者のジャックボールが使用される。

11 競技の終了

競技がすべて終了し勝敗が決したとき、審判は競技者に勝敗と得点の確認を図り、承諾サインを得る。承諾サインを得たのち競技者はコートから退出する。

12 競技用具

(1) ボール

① ボールは、大会主催者が準備するが、個人所有のボールを使用しても構わない。

② 個人所有のボールを使用する場合は、招集時にボール検査を大会主催者が実施する。

ただし、基準を満たしていない場合は、主催者が用意するボールを使用して競技しなければならない。

③ ボールの表面は革製または人工皮革で、大きさは以下のとおりとする。

重量:275g±12g 周長:270mm±8mm

(2) 投球補助具(ランプ)

① ランプは、競技者が準備したものを使用する。準備できない場合は、大会主催者が準備したものを使用する。ただし、事前の貸し出しは行わないので、競技前の2分間の練習時間内で使用方法を会得すること。

② ランプは、付属品、延長部、基本部分を含めた最大最長の状態で横に倒したとき、2.5m×1mのエリア内に収まる寸法とする。

③ ランプは、ランプオペレーターの補助を受けるが、競技者自身が勾配を利用して投球する際に使用する用具であり、ボールを押すなど自分自身で投球しなければならない。そのため、ボールの加速・減速をコントロールしたり狙いを定めたりする投球補助装置をつけてはならない。

④ 投球する際に、ランプの先は、接地しているかどうかに関わらず、スローイングラインより前に出てはならない。ただし、ランプが接地していなければ、ボックスサイドラインを越えてもよい。

13 服装

(1) シューズを含めて、競技にふさわしい服装で参加すること。

(2) 主催者が準備したゼッケンを、立位の競技者は胸部と背部に、車いす・椅子での競技者は、見えやすいところにつけること。

14 招集

招集は、前の試合が開始されるまでに行う。

ただし、第1試合の競技者は、開会式終了直後に招集場所に集合すること。

15 表彰等

表彰式は行わないが、競技大会終了後の退場時に受付で記録証を配付する。

16 出場申込み方法

申込みの書類に必要事項を記入し、大会事務局に郵送またはメール添付により送付する。ファックスでの申込みは受け付けないこと、提出期限を厳守することについて留意すること。

申込に必要な書類と提出期限は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------------|
| ○ 出場申込書(様式1-5) | 令和8年4月4日(土)必着 |
| ○ 参加申込一覧(様式2) | 令和8年4月4日(土)必着 |
| ○ 安全確認名簿(様式3) | 令和8年4月4日(土)必着 |

障がい区分・年齢の区分

I 障がい区分

1 肢体不自由者の障がい区分

(1) 肢体不自由の7級が、障がいの重複により6級に認定されており、その他に6級以上の障がいがない場合は、7級対象部位のいずれか一肢の障がいとして区分する(7級の認定部位が両下肢の場合は片下肢、右上下肢の場合は片上肢または片下肢、両下肢及び片上肢の場合は片下肢または片上肢として区分する)。

(2) 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として区分する。

(3) 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。

(4) 関節離断は、上位の部分の切断として扱う(肘関節離断の場合は、上腕切断となる)。

(5) 「完全」とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)の全てに機能障がいのあるものをいう。機能障がいとは、運動麻痺や筋力低下、関節可動域制限のことである。

下肢の運動麻痺・筋力低下の場合は、長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。

(6) 「不完全」とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または股・膝・足関節)のうち、1または2関節に機能障害がある者をいう。

(7) サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障がいがあるような場合には、競技によっては、最も上位の障がい部位(上腕)の切断として扱っても、機能障がいとして扱ってもよい。

(8) 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、大会の競技場面のみに車いすを使用していることをいう。

(9) 切断または機能障がいのある競技者が競技で車いすを使用する場合は「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障がい区分とする。

(10) 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障がいのある車いす常用(筋ジストロフィー症など)の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。

(11) 「脳原性麻痺」とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障がい状況に応じて他の区分となることもある。

(13) 「走可能」とは、両足が地面を離れ、身体に空間を跳んでいる時期があり、かつ、両足がともに地面に接している時期がない、連続した運動ができることである。なお、走可能と判断する場合、歩行可能で転倒せず早歩きできることを前提とする。

2 視覚障がいの視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。また矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合、視野障がいの有無に関わらず、「その他の視覚障がい」へ区分される。

3 内部障がいは、ぼうこう又は直腸機能障がいのみを対象とする。

II 年齢の区分

個人競技の陸上競技、水泳、卓球(精神障がいを除く)では、年齢(4月1日現在)の区分を次のとおりとする。

- ・ 身体障がい者 1部:39歳以下 2部:40歳以上
- ・ 知的障がい者 少年の部:19歳以下 青年の部:20歳～35歳 壮年の部:36歳以上
- ・ 精神障がい者 区分なし

〔障がい区分の解説〕

■肢体不自由1

		障がい区分名	解説			
切断または機能障がい	立位	上肢	切断	手部	片側および両側の手部切断	
				片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者	
				片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者	
				両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者	
				両上腕	両上腕の切断者	
				片前腕および片上腕	片前腕の切断および片上腕の切断者	
		機能障がい	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障がいがある者		
			片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障がいがある者		
			両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障がいがある者		
			両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障がいがある者		
			下肢	切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
					片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
		両下腿			両側の下腿の切断者	
		両大腿			両側の大腿の切断者	
	片下腿および片大腿			片下腿の切断および片大腿の切断者		
	機能障がい	片下肢不完全		片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障がいがある者		
		片下肢完全		片側の股・膝・足関節のすべてに機能障がいがある者		
		両下肢不完全		片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障がいがあり、両側にそれぞれある者		
		両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障がいがある者			
	上下肢	切断	片上肢および片下肢	片上肢の切断および片下肢の切断者		
			多肢切断	三肢以上の切断者		
		機能障がい	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全および片下肢不完全の者		
			片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全および片下肢完全の者		
			両上肢不完全および両下肢不完全	両上肢不完全および両下肢不完全の者		
			体幹		体幹	頸部・胸部・腹部および腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障がい該当する)【注1】

【注1】四肢の機能障がいを伴う場合は体幹の機能障がいがあってもこの区分には該当しない。

■肢体不自由2

脊髄損傷等	陸上競技・ポッチャ	脳原性麻痺以外で、車いす常用または使用	第6 頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)	
			第7 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)	
			第8 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)	
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】	
			下肢麻痺で座位バランスあり		
			その他の車いす(陸上競技)		脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例:両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)
			多肢切断(ポッチャ)		三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者
	水泳	脊髄損傷等(脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる。)	第7 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)	
			第8 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)	
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】	
下肢麻痺で座位バランスあり			座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】		

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。

【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。

■肢体不自由3

脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	陸上競技・ポッチャ	車いす	四肢麻痺で車いす使用（陸上競技）	四肢に著しい可動域制限や協調運動障がいがある者で両上肢駆動による車いす使用者
			四肢麻痺で車いす常用または使用（ポッチャ）	四肢に可動域制限や協調運動障がいがある者で上肢駆動による車いす使用者
			けって移動	両上肢の障がいがあるが重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
			片上下肢または片上肢で車いす使用 上肢で車いす使用（陸上競技）	片側の上肢と下肢または片側の上肢で車いすを操作する者 上肢による車いす使用者【注4】
	立位	その他走不能（陸上競技）	下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	
		その他走不能（ポッチャ）	杖や下肢装具等の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	
		上肢に不随意運動を伴う走可能（陸上競技）	目的動作に障害のある上肢協調運動障がいがあるが、杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者	
		その他走可能（陸上競技）	【注5】	
	水泳		四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者で上肢駆動による車いす使用者
			上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがあり、走ることが不可能な者
			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）
			上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障がいがあるが軽度な者で、走ることが不可能な者
			片側障がい片上肢機能全廃	片側障がい片上肢でもストローク動作も走ることが不可能な者
			その他の片側障がい走不能	片側障がい片上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
卓球	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者	
		杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者	
	立位	上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがある者	
		上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障がいのない立位者	
		片側障がい	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障がいがあるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者	
		その他走可能	上肢の協調運動障がいがあるが軽度で走ることが可能な者や、片側障がい走可能な者等、上記区分に該当しない者	

【注4】 ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができる者はこの区分に該当する。

【注5】 「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者すべてがこの区分に該当する。

■肢体不自由4

その他	電動車いす常用（陸上競技）	四肢体幹機能障がいにより電動車いすを常用している者
	電動車いす常用（ポッチャ）	四肢もしくは三肢体幹機能障がいにより電動車いすを常用している者
	浮具使用（水泳）	重度の四肢体幹機能障がいのある者で、浮具を使用する者

■視覚障がい

視覚障がい	視力0から0.01まで	【注6】【注7】
	その他の視覚障がい	

【注6】 視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。

【注7】 矯正後の良い方の視力が、0.02以上の場合は、視野障がいの有無に関わらず、その他の視覚障がいへ区分される。

■聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい

聴覚・平衡機能障がい 音声・言語・そしゃく 機能障がい	聴覚障がい	区分しない
-----------------------------------	-------	-------

■知的障がい

知的障がい	知的障がい	区分しない
-------	-------	-------

■内部障がい

内部障がい	ぼうこう又は直腸機能障がい	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障がい者は含まない
-------	---------------	-------------------------------

■精神障がい

精神障がい	精神障がい	区分しない
-------	-------	-------

競技種目別の区分(障がい区分、年齢区分、男女別)

◎男女別・年齢区分なし ▲男女混合・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし

1 陸上競技

区分番号	障がい区分	競走					跳躍			投てき			
		※1	200m	400m	800m	1500m	スラローム	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー
1 上肢	1	◎	◎			※3			◎	◎	◎		
	2	◎	◎			◎		▲	◎				
	3	◎	◎					▲	◎				
	4	◎	◎						◎	◎	◎		
	5	◎	◎						◎	◎	◎		
	6	◎	◎						◎	◎	◎		
	7	◎	◎						◎	◎	◎		
	8	◎	◎						◎	◎	◎		
2 下肢	9	◎	◎						◎	◎	◎		
	10	◎	◎						◎				◎
	11	◎	◎			※3			◎				◎
	12	◎	◎			◎			◎	◎	◎		◎
	13	◎	◎			◎			◎	◎	◎		◎
	14	◎	◎			◎			◎	◎	◎		◎
	15	◎	◎			◎			◎	◎	◎		◎
3 体幹	16	◎	◎						◎				◎
	17	◎	◎						◎				◎
	18	◎	◎						◎				◎
	19	◎	◎						◎				◎
	20	◎	◎						◎				◎
	21	◎	◎						◎				◎
	22	◎	◎						◎				◎
4 脳・神経系	23	◎	◎						◎				◎
	24	◎	◎						◎				◎
	25	◎	◎						◎				◎
	26	◎	◎						◎				◎
	27	◎	◎						◎				◎
	28	◎	◎						◎				◎

※1 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。
 ※2 体幹とは頸部・胸部・腹部および腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障がい)が該当する。
 ※3 ただし、四肢の機能障がい、を伴う場合は体幹の機能障がいがある場合、一つの区分には該当しない。
 ※4 複数の障がい区分にわたる一つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこなない、順位を決定する。
 ※5 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

2 水 泳

◎男女別・年齢区分別

○男女別・1部

●男女別・2部

△男女混合・年齢区分なし

	区分番号	障がい区分	自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ	
			2	5	2	5	2	5	2	5
			5	0	5	0	5	0	5	0
			m	m	m	m	m	m	m	m
1	上肢	1 手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		2 片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		3 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		4 両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		5 両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
	下肢	6 片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		7 片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		8 両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		9 両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎	
	上下肢	10 片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎	
		11 多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎	
	2	以脳 す外原 常で性 用車麻 痺 い痺	12 体幹	◎	◎	●	○	●	○	●
13 第7頸髄まで残存			◎	◎	◎		◎			
14 第8頸髄まで残存			◎	◎	●	○	●	○	●	○
15 下肢麻痺で座位バランスなし			◎	◎	●	○	●	○	●	○
3	疾（ 患脳脳 、性原 脳麻性 外痺麻 傷、痺 等脳 ）血管	16 下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		17 四肢麻痺（車いす常用）または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎			
		18 両下肢麻痺または、 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		19 片側障がい片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎	
		20 その他の片側障がい走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
4		21 その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		22 浮具使用	◎	◎	◎		◎			
視覚障がい ※1		23 視力0から0.01まで ※2	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		24 その他の視覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○
聴覚・平衡機能障がい 音声・言語・そしゃく機 能障がい		25 聴覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○
知的障がい		26 知的障がい	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※1. 視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※2. 障がい区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

●男女別

3 アーチェリー

	区分番号	障がい区分	リカーブ		コンパウンド	
			50m・30r	30m・30r	50m・30r	30m・30m
肢体不自由	1	※ 第8頸髄まで残存	●	●	●	●
		2 その他の車いす	●	●		
	3	上肢障がい	●	●		
		4 下肢障がい(椅子・車いす使用を含む)	●	●		
		5 体幹	●	●		
	6	脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	●	●	●	●
7	聴覚障がい	●	●			
8	ぼうこう又は直腸機能障がい	●	●			

※「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

4 卓球

◎男女別、年齢区分別 ● 男女別

	区分番号	障がい区分	卓球	STT	
肢体不自由	1	1 片上肢障がい	◎		
		2 両上肢障がい	◎		
		3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
			4 片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
			5 片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
		6 体幹	◎		
	2	7 第8頸髄まで残存 ※1	◎		
		8 座位バランスなし	◎		
		9 その他の車いす	◎		
	3	10 車いす使用	◎		
		11 杖または、松葉杖使用	◎		
		12 上肢に不随意運動あり	◎		
		13 上肢に不随意運動なし	◎		
		14 片側障がい	◎		
視覚障がい ※2	15 アイマスクまたは、アイシェードあり ※3		◎		
	16 アイマスクまたは、アイシェードなし	◎			
17	聴覚障がい	◎			
18	知的障がい	◎			
19	精神障がい	●			

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障がい区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

5 フライングディスク

◇区分なし ●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由				
視覚障がい				
聴覚障がい	◇	◇	●	●
知的障がい				
内部障がい (ぼうこう又は直腸機能障がい)				

6 ボッチャ

△ 男女混合・年齢区分なし

		区分 番号	障がい区分	競技スタイル	
				立位	座位
肢体不自由	1	切断・機能障がい	1 多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	△	
	2	脳原性麻痺以外で、 車いす常用、使用	2 第6頸髄まで残存		△
			3 第7頸髄まで残存		△
			4 第8頸髄まで残存		△
			5 多肢切断		△
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管 疾患、脳外傷等)	6 四肢麻痺で車いす常用または、使用		△
			7 けって移動		△
			8 片上下肢で車いす常用または、使用		△
			9 その他走不能	△	
	4		10 電動車いす常用		△

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手(区分2～8および10)で投球はできるが、車いすの方向を変えたり、移動したりすることが機能的に困難な者にスポーツ

アシスタントを、ランプを使用者にはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障がいがある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺(区分6)として区分判定する。

※区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障がいにより電動車いすを常用している者を対象とする。

7 バレーボール：精神障がい

男女混合とする。また試合中は、少なくとも1名以上の女性プレーヤーが出場していなければならない。

連絡員による安全確認について

1 「安全確認名簿」への記入について

(1)「連絡員」の選任と、「連絡員」の氏名・携帯電話番号の記入

大会当日、常に参加者の安全を把握し、緊急事態発生時に下記の緊急連絡担当者と連絡がとれる方を「連絡員」として選任してください。その「連絡員」の氏名と携帯電話番号を、安全確認名簿に記入してください。(個人で参加する場合は、参加者本人と引率の家族等の氏名と携帯電話番号を記入してください。)

(2)大会会場への入場者全員の氏名等の記入

会場入場者全員の氏名、性別、立場(選手・引率者・介助者・応援)を記入してください。

2 「安全確認名簿」の提出について

(1)必要事項記入後、メールまたは郵便で(FAX不可)大会事務局(本資料の3ページ参照)に提出してください。

(2)「安全確認名簿」提出後に、入場者が変更になった場合には、修正後の「安全確認名簿」を再提出してください。

3 大会当日に行う安全確認について

(1)入場時：会場出入口の受付で安全管理本部担当者が「連絡員」とともに、「安全確認名簿」をもとに入場者名と人数、入場時刻を確認し合う。

(2)大会終了後の退場時・帰宅時：会場出入口の受付で安全管理本部担当者が「連絡員」とともに、「安全確認名簿」をもとに、退場者名と人数、退場時刻を確認し合う。(確認後、選手の記録証を受け取る。)

(3)緊急事態発生時：急病、けが、行方不明等の緊急事態発生時、事態の軽重にかかわらず「連絡員」は、すぐに受付で待機する安全管理本部担当者または下記の緊急連絡担当者(鈴木)に連絡する。(団体名、「連絡員」の氏名、緊急事態の内容等を伝える。)

(4)大会途中の退場時・帰宅時：会場出入口の受付で「連絡員」は退場者と受付に行き、安全管理本部担当者とともに、安全確認名簿をもとに退場者の氏名、退場時刻を確認し合う。

(5)留意事項

- ① 入場、退場、緊急事態発生時には、「連絡員」が直接、受付の安全管理本部担当者と確認し合ってください。
- ② 個人参加の場合、本人または引率の家族の方が上記の手続きを行ってください。

緊急連絡担当者：山形県障がい者スポーツ協会 鈴木政彦

携帯電話番号 090-1370-1935

参加申込み時の注意事項（各競技共通）

- 1 本大会は、令和8年第25回全国障害者スポーツ大会の山形県代表選手選考のための記録会を兼ねます。そのため、参加申込書の「全国障害者スポーツ大会青森大会への出場希望」の有無に○を付けて回答してください。

※出場を希望し競技で1位になったとしても、必ずしも全国大会の選手に選考されるとは限りません。（別ページ「山形県選手団選手、役員を選考について」参照）
- 2 同日開催競技を除く2競技に出場できます。2競技に出場する場合、競技ごとに指定された個人競技参加申込書に必要事項を記入のうえ、それぞれの申込期限までに提出ください。
- 3 所属する団体等がある場合、原則として参加申込書を次のとおり取りまとめてください。
 - ① 特別支援学校、中学校及び高等学校在者は、在籍校でとりまとめて申し込んでください。
 - ② グループホーム、福祉ホームなどの入居者、身体障がい者施設及び知的障がい者施設への通所または入所者は、当該施設の施設長がとりまとめて申し込んでください。
 - ③ 在宅の障がい者で、障がい福祉団体、障がい者スポーツ団体に加入している場合は、当該団体を通して申し込んでください。
 - ④ 上記以外の者は、個人で申込むか、市町村福祉担当課を通して申し込んでください。
 - ⑤ 個人競技参加申込書に「参加申込一覧(様式2)」を競技種目ごとに添付してください。
- 4 申込み方法等は下記のとおりです。
 - ① 大会参加申込みは、郵送またはメールでの提出分のみ受け付けます。

ファックスでの申込みは、一切受け付けませんのでご注意ください。
 - ② 締切日まで大会事務局に必着するようお申込みください。
 - ③ 締切日を過ぎての新規申込み及び選手追加・変更は一切受け付けません。
- 5 「安全確認名簿・様式3」には、緊急時に必ず通じる携帯電話の連絡先を明記してください。

※ 大会当日の荒天時や、その他緊急時の連絡等にも使用します。
- 6 参加申込書提出前に、山形県障がい者スポーツ大会実施要綱と各競技の実施要領をもとに、間違いや記入漏れがないか再確認してください。
- 7 参加申込書等のデジタルデータは、当協会ホームページからダウンロードできます。
- 8 その他プログラムについては、大会3日前を目途に、参加者をとりまとめた団体の担当者宛に郵送いたします。
- 9 申込書の提出先(大会事務局)

山形県障がい者スポーツ協会
〒990-2231 山形市大字大森385番地
TEL:023-686-4084 Fax:023-686-3723
Email:info@yamagata-adapted.jp

第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」 山形県選手団選手・役員選考方針等

1 出場資格

下記のいずれにも該当する者

- (1) 令和8年4月1日現在、13歳以上75歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者。
 - ・身体障がい者：身体障害者手帳の交付を受けた者(内部障がいは、ぼうこう又は直腸機能障がいのみ)。
 - ・知的障がい者：療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
 - ・精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
- (2) 本県に現住所(住民票のある地)を有する者。ただし、県外に現住所を有する者のうち、県内の学校に通学している者及び県内の施設に入所・通所している者も出場できるものとする。
- (3) 団体競技(バレーボール)に出場しない者。

2 選考方針等について

新たな選手を発掘・育成しながらメダル獲得を目指すとともに、障がい者スポーツの裾野の拡大により、さらなる振興に資することを目的として、障がい区分、年齢、選手の将来性、性別等を考慮しながら次の条件を満たす者を選考する。

- (1) 全国障害者スポーツ大会(以下、「全国大会」という。)の前に開催する「第25回山形県障がい者スポーツ大会」(以下、「県大会」という。)の上位入賞者のうち、次の要件を満たす者とする。
 - ① 全国大会の記録と比較して上位入賞が期待できる者。
 - ② 過去の県大会に出場したことがある場合には、今回の県大会の記録が、前回出場した県大会の記録を上回った者。(記録が後退している者は、原則として選考の対象としない。)
- (2) 県大会の記録が、過去の全国大会の最高記録を上回った者。
- (3) 全国大会に3年連続して出場した者は、原則として選考の対象としない。ただし、次の項目に該当する者は選考の対象とする。
 - ① 県大会の記録が過去の全国大会の最高記録を上回った者。
 - ② 直近の全国大会で、3年連続してメダルを獲得した者。
 - ③ 前回の全国大会で、金メダルを獲得した者。
 - ④ 全国大会の記録を上回る者、または全国大会の記録に迫る記録を出し年々記録が向上している者。
- (4) その他(注意事項)

上記(1)～(3)に基づき総合的な判断により選考するため、必ずしも県大会で1位になった者が選考されるとは限らない。

3 選手決定の手順

- (1) 選手選考委員会で、上記出場資格及び選考方針に記された条件を満たす者について審議し、選手候補者を選定する。その選手候補者を県に推薦する。
- (2) 県は、選手選考委員会で推薦された選手候補者について検討し、山形県選手団選手を決定する。
- (3) 決定した選手に対して、選考決定通知を送付する。

4 役員選考

次の方針に基づき、山形県障がい者スポーツ協会長が役員を決定する。

- (1) 出場選手の障がいの種類、程度及び選手の出場競技・種目に応じて選考する。
- (2) 障がい者スポーツの理解者を増やすため、障がい者スポーツ関係者に限らず、山形県スポーツ協会、各競技協会・連盟・関係団体等の指導者等からも選考する。
- (3) 障がいや障がい者スポーツに対する理解、競技の指導経験、全国大会出場に向けた練習会・合宿・会議等への無報酬での参加・出席の可否等を考慮して選考する。